

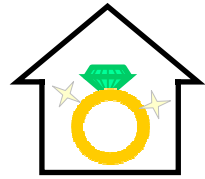
# 特定商取引法が改正になりました。 施行に伴い、新たに訪問購入業者に規制がかかります。

- ◆ 昨今、自宅に押しかけた事業者が貴金属等を強引に買い取られるといった被害が増えている事を受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第59号）が8月22日に公布されました。
- ◆ 改正法は公布後半年以内に施行することとなっており、これにより、原則全ての物品について、以下の規制がかかります。

## 法律内容

### ① 訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の規制

訪問購入を行う際、事業者名・勧誘目的等の明示義務、不招請勧誘の禁止（※）、再勧誘の禁止などの規制がかかります。  
※いわゆる飛び込み勧誘の場合だけでなく、消費者から査定に関しての訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。



### ② 書面の交付義務

買取価格等の必要事項を記載した書面を消費者に交付する義務がかかります。

### ③ 訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は②の書面が交付された日から8日以内であれば無条件で契約の解除ができるほか、物品の引渡しを拒むことができます。

### ④ 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合には、元の持主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務がかかります。

### ⑤ 物品を引き渡す際の第三者への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ引き渡す場合には、第三者に対してクーリング・オフの対象物品であること等を通知する義務がかかります。<sup>など</sup>



違反業者に対しては、業務停止等を命令。  
悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象になります。

- ◆ 施行までの期間において、規制の適用対象とならない物品又は適用除外となる取引態様の検討を行うこととなっており、消費者庁及び経済産業省では、広く国民の皆様から御意見を募集させて頂いております。（計2回実施予定）

① 行政手続法上定めのない、省庁による任意の意見募集

（平成24年8月31日～9月21日）※詳細別紙

② 行政手続法上定めのある意見募集（時期未定）

# 行政手続法上定めのない、省庁（消費者庁、経済産業省）による 任意の意見募集 について

実施期間：平成24年8月31日～9月21日

今回成立した、特定商取引法の一部を改正する法は、平成24年8月22日に公布となっており、半年以内に施行（法律の効力が発生する）される予定です。施行までの期間において、法律を実施するための規定を定めた政省令を策定することになっておりますが、その政令において、規制の適用対象とならない物品及び、適用除外となる取引態様を必要に応じて定めることとなっております。

（法律第58条の4、第58条の17第2項第二号）

## ○適用対象とならない物品とは？

- ・ 消費者の利益を損なうおそれがないと認められる物品  
又は
- ・ 法律の規定を適用された場合に、流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品

## ○適用除外となる取引態様とは？

- ・ 訪問購入業者が、消費者の住居など、営業所等以外の場所で物品の買取契約の締結等を行うことが通例であること  
かつ
- ・ 通常消費者の利益を損なうおそれがないと認められる取引態様であること



政令を策定するにあたり、こうした基準を満たす物品や取引態様を具体的にリスト化することになります。

今回の意見募集では、こういった物品を規制の適用対象外とすべきか又はすべきでないか、或いはこういった取引態様を規制の適用除外とすべきか又はすべきでないか等の御意見を広く国民の皆様から募集しております。

なお、政省令の条文案が作成された段階で、行政手続法上定めのある意見募集も別途かけさせて頂く予定です。（時期未定）

意見募集提出については、

e-Gov（政府広報窓口）：<http://www.e-gov.go.jp/>を御参照下さい。

※「トップページ」→「パブリックコメント」→「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律に係る訪問購入規制の適用除外の対象とすべき物品及び取引態様」についての意見募集」をクリック

※条文等についても上記サイトに掲載されております。